

ふるさと周南応援寄附金返礼品出品事業者登録要領

1 目的

この要領は、ふるさと納税制度を活用し、本市への寄附促進及び本市の魅力や地元製品のPR、販売促進を図るため、本市へふるさと納税を行った寄附者に対して、贈呈する返礼品の提供を行うふるさと周南応援寄附金返礼品出品事業者（以下「出品事業者」という。）の登録について、必要な事項を定めるものとする。

2 出品事業者の登録要件

登録できる出品事業者は、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- ① 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。ただし、本市に縁のある法人、団体又は個人事業者として市長が特に認めた場合を除く。個人事業者については、事業所得の確定申告を行っている事業者とする。
- ② 市税の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。
- ④ 周南市暴力団排除条例（平成23年周南市条例第23号）第2条第1号及び第2号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。
- ⑤ インターネット接続環境を有していること。
- ⑥ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容を公開していること。

3 返礼品について

出品事業者は、本市へふるさと納税を行った寄附者に対して贈呈する返礼品（以下「返礼品」という。）について、次のとおり企画提案を行うことができる。

(1) 採用要件

返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。なお、詳細な要件は、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に該当するものとする。

- ① 本市の魅力や特産品のPRにつながるものであること。
- ② 市内で生産、製造、加工、又は原材料の主要な部分に市内の原材料を使用しているものであること。
- ③ 品質及び数量において、安定供給が見込めるものであること。
(予め期間や数量を示して供給するものは可)
- ④ 本市からの発注後、出品事業者自らが、速やかに発送できるものであること。
- ⑤ 食品については、返礼品の発送日から賞味期限までに一定以上の期間を有しているものであること。

ただし、要冷蔵でかつ賞味期限等が短い商品についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。

- ⑥ ふるさと納税ポータルサイト等に掲載する写真や文言を提供すること。

(2) 返礼品の寄附額の設定

返礼品の寄附額は、事業者の返礼品提供価格を基に、市が寄附金額を定める。

(なお、提供価格には、返礼品の送付に係る費用を含むものとする。)

(3) 出品事業者の特典

出品事業者に対しては、次の特典を付与する。

- ① ふるさと納税ポータルサイトや広報物に、返礼品の商品名、画像、事業者の名称が掲載される。
- ② 返礼品の発送時に限り、自社商品パンフレット等を同封することができる。

4 登録申込方法

申込書に必要事項を記入し、次の資料等を添えて、シティプロモーション課まで提出すること。

- ① ふるさと周南応援寄附金返礼品出品事業者登録申込書(様式第1号)
- ② 誓約書(様式第2号)
- ③ 市税の滞納のないことの証明書
- ④ 事業者概要、パンフレット等、事業者の活動内容が分かる資料
- ⑤ 返礼品の説明文、画像データ(記憶媒体による提出又は電子メールにて送付)
※画像は、複数枚あることが望ましい。
(例:近景、遠景、イメージ写真、製作風景等)
- ⑥ 市の指定するふるさと納税寄附管理委託事業者が必要とする書類

5 登録申込に係る補足事項

- ① 新規に登録を申込み事業者等の返礼品の数は5品目を目途とする。ただし、本市との協議において、特に本市のふるさと納税のPR効果が高いと認められる場合は、品目の追加を行うことができる。
- ② 登録した返礼品の追加、変更及び取消は、市の指定するふるさと納税寄附管理委託事業者を通じ行うこと。
- ③ 既に出品事業者として登録している事業者で引き続き登録を希望する場合は、ふるさと周南応援寄附金返礼品出品事業者登録継続申込書(様式第3号)により行うものとする。なお提出の際は、誓約書(様式第2号)及び市税の滞納のないことの証明を併せて提出することとする。

6 結果の通知について

- ① 新規登録申込みのあった出品事業者及び返礼品の採用の可否については、本市関係部署と協議し、ふるさと周南応援寄附金返礼品出品事業者登録決定通知書(様式第4号)にて結果を通知する。

- ② 継続登録申込みのあった出品事業者の採用の可否については、ふるさと周南応援寄附金返礼品出品事業者登録継続決定通知書（様式第5号）にて結果を通知する。

7 登録の有効期限について

出品事業者の登録の有効期限は、新規、変更及び継続のいずれも通知を行った次年度の9月30日までとする。

8 受付期間

登録申込みの応募受付は随時行う。

9 その他留意事項

- ① 返礼品を送付するにあたり、本市の信頼を損ねることがないように、実施にあたっては、シティプロモーション課と協議を行い、また、その指示に従うこと。
- ② 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、周南市個人情報保護条例その他関係法令を遵守すること。
- ③ 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。
- ④ 返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市へ報告すること。この場合において、品質等による保証や苦情対応については、出品事業者が全て負うこと。
- ⑤ 要冷蔵でかつ賞味期限等が短い商品について、事前に寄附者に確認・調整を行わず発送し、寄附者の不在等が理由で適正な商品をお届けできなかった場合、出品事業者が再発送等の費用を負担すること。
- ⑥ 登録された返礼品の安定供給が見込めなくなった等、商品の発送に支障が生じる場合、速やかに本市に連絡すること。
- ⑦ 出品事業者及び返礼品が本要領に定める要件等を満たさなくなった場合や、ふるさと納税制度の変更等により提供される商品が返礼品としてふさわしくないと判断された場合には、登録を取り消すことがある。
- ⑧ 出品事業者は、各々のホームページにおいて、ふるさと納税ポータルサイトのバナー広告及びリンクの掲載や、県外で事業者が行うイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどして、本市のふるさと納税のPRに努めるものとする。

11 申込先

〒745-8655 周南市岐山通 1-1

周南市シティプロモーション課

TEL:0834-22-8238

FAX:0834-22-8224

E-mail:citypro@city.shunan.lg.jp

附 則 この要領は、令和2年9月1日から施行する。